

各務原市第6次障がい者計画等策定支援業務プロポーザル実施要領

1. 目的

各務原市第6次障がい者計画策定にかかる基礎調査分析等策定支援業務について、能力及び技術力を有す、最も適した事業者を選定することを目的とするプロポーザル方式の実施について、必要な事項を定める。

なお、第6次障がい者計画と第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画とを一体的に策定するものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 各務原市第6次障がい者計画等策定支援業務委託
- (2) 業務内容 「各務原市第6次障がい者計画等策定支援業務仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業費の上限額 4,679,000 円（消費税込）
(7年度 2,395,000 円 8年度 2,284,000 円)

3. 参加資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (5) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (7) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者
- (8) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験豊富な人財を有する者であり、他市等での障がい者計画の策定委託契約の実績があること。

4. 失格要件

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合

- (2) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (3) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案書・その他提出された書類に虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 評価委員や関係職員に接触があった場合
- (6) 上限額を超える見積金額で提案された場合
- (7) その他本実施要領に違反するなど評価委員会が不適格と認めた場合
- (8) 「11. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかった場合

5. 評価委員会

参加表明書及び企画提案書類の評価は、市職員及び学識経験者で構成された評価委員会において、本市の定める評価項目により実施する。

6. 手続き等

(1) 事務局

各務原市役所 健康福祉部社会福祉課 障がい福祉係
〒 504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
電話 058-383-1126 (直通)
FAX 058-389-3353
メール sfukusi01@city.kakamigahara.gifu.jp

(2) スケジュール

項目	日程
募集開始	令和7年4月21日(月)
質問書(様式1)の提出期限	令和7年5月8日(木)
質問書の回答	令和7年5月13日(火)
参加表明書(様式2)・企画提案書の提出期限	令和7年5月19日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年6月3日(火)
審査	令和7年6月3日(火)
結果発表	令和7年6月 中旬

(3) 関係資料の配布・閲覧

① 配布場所及び配布方法

ア 事務局で配布

※各務原市の休日を定める条例(平成3年各務原市条例第6号)に規定する休日を除く(以下「市役所開庁日」という。)、午前9時から午後5時までとする。

イ 各務原市公式ウェブサイト(<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>)に資料の電子データを掲載する。

② 配布開始日

令和7年4月21日（月）

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問書（様式1）により電子メールにて事務局へ送付すること。

なお、電子メール以外では受け付けない。

① 提出期限

令和7年5月8日（木） 午後5時まで

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてまとめ、令和7年5月13日（火）に各務原市公式ウェブサイトにおいて公表する。

なお、質問回答書は本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うものとする。

8. 参加表明書・企画提案書の提出手続き

(1) 提出期限

令和7年5月19日（月）まで

※受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

① 提出期間内に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

② 事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付する。

③ 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
参加表明書（様式2）	1部 代表者印を押印の上、提出すること
企画提案書	原本 1部（クリップ留め）
見積書	写し 12部（クリップ留め）

(4) 提出書類の記入上の注意事項

① 参加表明書（様式2）

② 企画提案書

様式の定めはないが、用紙はA4版、片面20枚以内に下記内容を記載すること。

なお、記載内容については、明確な記載がない限り経費見積りの範囲内とみなすものとする。

ア 提案書の内容

次の内容について明瞭に記載すること。

1. 本市の障がい福祉及び本業務に対する考え方
2. 各調査対象者に対する調査設問の考え方、構成、内容

調査対象者	身体障がい者	700名
	知的障がい者	500名
	精神障がい者	500名
	障がい児	250名
	難病患者	50名
3. 調査集計・分析の考え方、手法
4. 調査報告書の編集方法、構成イメージ
5. 第6次障がい者計画に対しての考え方
6. 第6次障がい者計画の重点ポイント、基本構想の枠組み、計画推進のための仕組み
7. 作業工程、業務実施体制
8. 計画書の編集方法、構成イメージ
9. 会社概要、過去5年以内の福祉関係の基礎調査・計画策定業務の実績（年度、業務名、発注者、業務概要）

③ 見積書

ア 様式は任意とする。代表者印を押印の上、あて名は各務原市長とすること。

イ 業務の合計額とその内訳を、年度ごとに記載すること。

【提供資料】

- ① 各務原市障がい者スマイルプラン（各務原市第5次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）
- ② 各務原市障がい者（児）福祉のてびき

9. プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書の提出後、企画提案に係るプレゼンテーション及び評価委員会のヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 実施日：令和7年6月3日（火）
- (2) 会場：各務原市役所
- (3) 時間構成：1者につきプレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分以内
- (4) 留意事項
 - ① プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等を用いて行うこととし、差替え、追加資料は認めない。
 - ② 出席者は5名以内とする。
 - ③ プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投

影して説明することができる。パソコン、プロジェクター、スクリーン、接続用ケーブルは市で用意するが、持ち込み使用も可。持ち込み使用の際は、事前に事務局に機種等確認すること。

④ 開始時間、会場等の詳細は、各提案者に別途通知する。

10. 企画提案の審査等について

(1) 評価委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価し、評価委員会の評価点の合計が最も高い者を選定する。

ただし、あらかじめ定めた基準点以上の者とする。

(2) 企画提案における評価項目、評価基準の概要、配点は次のとおりとする。

評価項目・配点	評価基準の概要
業務実績 (10点)	会社概要、過去5年以内の福祉関係の基礎調査・計画策定業務の実績(年度、業務名、発注者、業務概要)
本市の障がい福祉の理解度 (10点)	- 本市の障がい福祉の現状、課題、社会資源を理解しているか。 - 第5次障がい者計画の基本理念、基本目標等を理解しているか。
アンケート調査の着眼点・設問内容 (10点)	- 設問設計の考え方、構成は的確な提案となっているか。 - 障害者手帳を所持していない人のニーズ把握も行えるような設問設計となっているか。 - 障がい福祉の推進を念頭においた調査設計がなされているか。
アンケート調査の集計・分析・報告 (10点)	- 単純集計、クロス集計、経年比較など市の現状と課題、障がい者の持つ特性を把握するための集計・分析に関する提案となっているか。 - 報告書の編集方法、構成はわかりやすく提案され、とりまとめには、計画に生かす独自の提案があるか。
計画の着眼点 (20点)	- 第5次計画を踏まえ、市民ニーズ、社会情勢、国の制度改正等、第6次計画をどのように捉えているか。 - 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画と一体的に策定することについての考え方、手法。
計画の独自性 (10点)	障害者総合支援法に基づくサービス、市の独自のサービス、インフォーマルサービス等、市の現状、地域性等を踏まえた提案となっているか。
計画の実現性 (10点)	提案内容が、具体的で実現性のあるものとなっているか。
計画の編集方法 (10点)	計画書の編集方法、構成イメージは誰が見ても読みやすいものとして提案されているか。

見積価格 (10点)	・ 十分な費用対効果が認められるか。
---------------	--------------------

(3) 基準点

評価委員の評価点の合計が、700満点の50%（350点）を基準とし、これに満たない提案者は選外とする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、書面にて全提案事業者に通知する。

1 1. 契約事項

(1) 各務原市は、最高得点者を契約の最優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

ただし、最高得点者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。

(2) 事業費については2.業務概要の(4)で示した上限額を超えることはない。

1 2. その他

(1) 費用負担

本件プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とし、参加報酬、交通費等は支払わない。

(2) 提案書の取扱い

- ① 提案採用者以外の提案書は、当該提案者に返却する。
- ② 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。
- ③ 提出された提案書に虚偽があった場合は、その提案者のプロポーザルを無効にするとともに、評価委員会において選定を見合わせる。
- ④ 提出された書類は、評価に必要な範囲において複製できるものとし、プロポーザル以外の目的には、提案者に断りなく使用しないものとする。
- ⑤ 提出された書類について、各務原市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- ⑥ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- ⑦ 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

《問合せ先》

各務原市健康福祉部社会福祉課

〒504-8555

各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地

電話 058-383-1126

FAX 058-389-3353

担当 今尾・渡邊